

5-5 「親なき後」への親のねがい



③ 権利擁護（成年後見など）

【今後、保護者自身が病気、認知症、死亡などによって子どもを支援できなくなった場合、誰が自分の子どもを支援してくれるのか心配な時に記入してください。

記入後は、成年後見人等に引き継ぐまでファイルと別に保管してください。】

○金銭の管理や契約手続きをお願いしたい人

	氏名	関係	連絡先
<input type="checkbox"/> 家族			
<input type="checkbox"/> 成年後見人			
<input type="checkbox"/> その他の人			

依頼済み これから依頼したい

○介護・看護や日常の支援をお願いしたい人

	氏名	関係	連絡先
<input type="checkbox"/> 家族			
<input type="checkbox"/> その他の人			

依頼済み これから依頼したい

○遺言状について

親（保護者）は遺言状を作成しているか

している していない

公正証書遺言状	保管場所	
自筆証書遺言状	保管場所	

○成年後見制度、遺言等の相談窓口

平成26年12月1日現在

※利用する前に電話番号等の確認をして下さい

機関	住所・電話	主な相談内容
釧路家庭裁判所 帯広支部	帯広市東7条南9丁目	成年後見の手続き
	0155-23-5141	
帯広公証人合同役場	帯広市西6条南6丁目	公正証書遺言書、任意後見の手続き
	0155-37-2028	
広尾町社会福祉協議会	広尾町公園通南4丁目	日常生活自立支援事業に関わる相談
	01558-2-4110	
保健福祉課福祉係	広尾町西4条7丁目	成年後見町長申立て・成年後見利用支援事業に関わる相談
	01558-2-0172	

○専門職による相談窓口

平成26年12月1日現在

機関	電話	主な相談内容
札幌弁護士会 高齢者・障害者支援 センター「ホッと」	011-242-4165	弁護士による相談センター
成年後見センター リーガルサポート 札幌支部	011-280-7077	司法書士が会員の相談センター
権利擁護センター ばあとなあ北海道	011-717-6886	社会福祉士が会員の相談センター

※成年後見制度

知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な方を保護するために、本人のために法律行為を行う、または本人による法律行為を助ける方を選任する制度です。区分には法定後見（後見・補佐・補助）、任意後見、監督があります。

※日常生活自立支援事業

判断能力が不十分なため、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活を送れるように福祉サービス等の利用援助を行う制度です。

例えば、福祉サービスの情報を伝えたり、利用料の支払いのお手伝い、日常的な金銭管理などです。

※法律的に有効な遺言状は、公正証書遺言書か、形式要件を整えた自筆証書遺言書を作成することが必要です。